

第13回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年6月30日（木）
9時30分から11時04分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・1名 池田陽子委員

5 議事

- 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 議案第5号 非農地証明願について

6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第13回日南市農業委員会総会を開会いたします。11番池田陽子委員より欠席届が提出されています。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に5番杉本昭二委員、6番金丸勇太委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 5 号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料 3 ページ、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請、受付番号 2 番につきまして、地番 4455 番外 4 筆を、地番 4455 番外 3 筆に、面積 5,122 m²を 4,990 m²に修正をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました 2 件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号 1 番から 2 番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事への申請がありました 3 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号 1 番から 3 番は植林のためとなっております。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事への申請がありました 15 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が 13 件で、受付番号 1 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 2 番、3 番、5 番から 8 番、13 番から 15 番は植林のため、受付番号 4 番は宅地分譲用地のため、受付番号 9 番、11 番は駐車場用地のためとなっております。使用貸借権設定が 2 件で、受付番号 10 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 12 番はレジャー施設用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますの

	事務局	で、9件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が2件、更新の利用権設定が2件、所有権移転が4件、中間管理権設定が1件となっております。 次に、議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、受付番号2番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員

10 : 13	議 長	より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 1 番について説明します。6 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、殿所から松永に向かって、東郷橋手前約 300m の左手に広がる農地の一画になります。譲渡人は数年前から譲受人に耕作管理を任せていましたが、今回高齢のため離農されとのことで、譲受人に譲ることになりました。譲受人は認定農業者で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 2 番について説明します。6 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地確認し、譲渡人には電話にて確認しました。申請地は、南郷町下津屋野地区です。譲受人の要望にて所有権移転するものです。譲受人は経営規模拡大で、これからも適正管理していくとのことです。譲渡人は高齢のため離農されとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 3 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 1 番について説明します。申請地は酒谷地区白木俣になります。国道 222 号線を都城方面へ向かうと左手に白木俣林道入口があり、そこから漁民の森の方へ 1.1km 登った右側になります。申請人とは

向 高	6 月 25 日に連絡を取り、6 月 26 日現地調査しました。申請人は父親から相続しましたが、すでに杉と檜が植林されていたそうです。今回地目変更がされていないことが判明し、申請に至ったとのこと。今度は山林として適正管理していくとのこと。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 2 番について説明します。6 月 24 日、申請人に電話確認し、6 月 25 日、現地調査しました。申請地は、国道 220 号線富士交差点を山手に約 1km 進んだ右側になります。昭和 52 年取得時は畑として管理していましたが、周囲の山林化のため、農作物が育たなくなり、平成になって植林したそうです。今後も山林として維持管理していくため確認したところ、転用されていない事が分かり、今回の申請となりました。周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 3 番について説明します。6 月 25 日、現地調査しました。申請地は、北郷町花立のホテルに行く途中にあるコテージ進入口を 50m 進んだ右側に位置します。申請地は周囲を山林で囲まれた農地 1ha の一部で、現在は申請地のみが作付けされており、周りは後継者もなく荒廃している状態です。鳥獣被害も多く、高齢で後継者もなく管理できないため、山林として管理していくことには致し方ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10 : 17	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 15 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。まず、受付番号 1 番について説明します。6 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しております。申請地は飢肥地区板敷で、振徳高校の手前 300m の道路沿いです。譲受人は、アパート住まいですが、子供が生まれたため一戸建住宅を建築したいとのことです。申請地はすでに埋め立てしてあり、近くの人が畑として利用していましたが、譲渡人が処分したいとのことで、今回の転用に至ったとのことでした。周囲はブロック塀で囲み、生活排水は合併浄化槽を設置処理し、雨水と共に市道の側溝へ排水するとのことです。周囲は農振農用地外で問題ないと思います。 続きまして、受付番号 2 番について説明します。6 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しました。申請地は飢肥地区板敷で振徳高校より北へ約 2km 入った北郷へ越える道の道路沿いです。3 筆あり地目は全て畑になっていますが、現況は山林化しています。譲受人は林業を経営されており、譲渡人が高齢で管理ができないとのことで、所有権移転することになりました。申請地は何本かの杉が植林されていて、自分の土地だから植林したとのことでした。先ほど事務局から修正がありましたとおり、1 筆が二重登記となっており申請できませんでしたので、申請面積が変更になっています。始末書も添付されています。問題ないと思います。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 3 番について説明します。6 月 28 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 4 区向田で、国道 222 号線から向田橋を渡り、北側に広がる山林の一部です。譲渡人からの依頼で所有権移転する際、地目変更されていないこと

	金 丸	が判り今回の申請となりました。譲受人は林業を営んでおり、今後は山林として適正管理していくとのことです。周囲は山林化しており、周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番から 6 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。まず、受付番号 4 番について説明します。6 月 24 日、譲渡人、譲受人双方に電話にて確認しました。譲渡人は宮崎市在住です。譲受人は市内で不動産業を営んでいます。6 月 27 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、飢肥三丁目、八幡神社を北方向へ 50m 下り T 字路を東へ 30m 進んで橋を渡った正面になります。譲渡人は高齢で管理ができず、後継者もないため譲受人との売買が決まったそうです。譲受人は、購入後は宅地分譲地として維持管理していくとのことです。周囲は、宅地化されており、影響を与える農地はありません。市道側の水路との間には L 型擁壁を設置し土砂等の流出を防止します。分譲住宅地からの雨水は市道の側溝に流し、汚水、生活排水は、合併浄化槽を設けます。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 5 番について説明します。6 月 24 日譲渡人、譲受人双方に電話で確認しました。譲渡人は市内で畳製造をしています。譲受人は飢肥在住の方です。6 月 27 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、飢肥本町橋を渡り、旧国道 222 号線を 30m 進み、左折すると見える小高い山の上に 1 件家が建っています。その家の周辺になります。譲渡人の亡き父が 30 年程前に畑だったところに植林したようですが、譲渡人は相続した際に申請地の存在を知ったとのことです。譲渡人は、農業に従事しておらず、管理が難しいとのことで、森林組合に相談したところ隣接する譲受人に無償譲渡することが決まったとのことです。周辺は一部原野も存在し、山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 6 番について説明します。6 月 24 日、譲渡人、譲受人双方に電話連絡しました。譲渡人は宮崎市在住で施設入所中です。譲受人は、市内で林業を営んでいます。6 月 26 日、譲受

山 口	人立ち会いのもと現地調査を行いました。申請地は山ノ口交差点からふるさと農道を隈谷方面へ約 1.5km 進んだ通称乱橋周辺です。譲渡人は昭和 57 年に父親より相続し現在に至っています。昭和 50 年までは集団農地でしたが周りが荒廃し、農地として維持していくことが困難となり植林したとのことです。譲受人は造林計画も提出されており、適正に管理していくとのことです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 7 番について説明します。申請地は酒谷地区中山です。国道 222 号線を都城方面へ向かうと右側に市道中山線があります。そこから 1.2km 登った左側になります。現在は杉が伐採され雑草もきれいに刈り取られています。6 月 25 日に譲渡人、譲受人双方に連絡し、6 月 26 日に現地調査しました。譲渡人は父親から相続を受けましたが、すでに杉が植林されており今回所有権移転の際、地目が畑であることが判明し転用申請となりました。今後は譲受人が山林として管理していくとのことです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告願います
三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。まず受付番号 8 番について説明します。6 月 24 日に現地を確認しております。申請地は飢肥地区吉野方です。広域農道を飢肥から北郷へ向かうとトンネルがあります。その手前約 500m の下の方に瀬田尾地区という集落があります。その点する人家の周囲の 2 か所になります。周囲は山林化しており、急傾斜地で鳥獣被害もあり農業には不向きなところですが。譲渡人は父親から相続を受けましたが、すでに杉が植林されており、今回所有権移転の際、地目が畑であることが判明し転用申請となりました。譲受人は素材生産業者で杉を伐採した後は、また植林し山林として育成管理していくとのことで

	三 賢	す。周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 9 番について説明します。6 月 24 日に現地を確認しております。申請地は飢肥地区吉野方です。飢肥今町より県道を西へ約 3km 進んだ所に西ノ村地区があります。左手の高いところに神社があり、その神社の駐車場の奥の三角形の土地になります。譲受人は神社で、駐車場が狭いため駐車場として利用したいとのことで話がまとまり、今回の申請となりました。この土地は神社の森の影になり、また三角形の土地で農地には適さないと思います。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 10 番について説明します。6 月 23 日、貸付者に電話にて確認しました。貸付者と借受者は親子関係です。申請地は戸高一丁目です。小児科医院から東へ約 50m の所です。借受者は、申請地に個人住宅を建築し、地元で生活を送ることです。建築にあたっては、雨水は自然浸透処理及び側溝に流し、生活排水は日南市公共下水道へ接続します。北側に農地がありますが、ブロック塀で土砂の流出を防ぐとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、14 番平賀です。受付番号 11 番について説明します。6 月 27 日、代理人立ち会いのもと現地調査しました。なお、6 月 27 日、譲渡人、譲受人に電話で確認しています。申請地は、東郷地区東弁分で、東郷小中学校より日南高岡線を北郷方面へ約 50m 進み、右折し 50m 進み更に右折し 20m の所にあります。申請地は住宅地に隣接しており、甲東川を挟み西側に農地がありますが、農地に影響はないと思われます。譲渡人は昨年帰郷し申請地の近隣に住んでいますが、駐車場が手狭だったため今回の申請に至ったとのこと。駐車場建設にあたっては砂利を敷いて整地し、雨水は自然浸透のほか側溝に流すとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしく

平 賀	お願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 12 番について説明します。貸付者と借受者は親族関係です。借受者は県外で事業をしているため、貸付者に電話で確認しました。申請地は、国道 220 号線沿いの伊比井橋を左折し約 300m 進んだ右側です。令和 3 年 11 月に農地原形変更届出をして盛り土した場所ですが、借受者は、海からも近く自然豊かな場所であるのでキャンプ場として活用したいと考え申請したとのこと。雨水は自然浸透処理し、周辺農地にも配慮するとのこと。土地改良区外で問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番、14 番について、担当委員より報告願います。
井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 13 番、14 番について譲受人が同じで、申請地が近接しているので一括して説明します。6 月 25 日、受付番号 13 番、14 番の譲渡人に電話確認し、同日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、細田地区大窪で、大窪小学校から串間方面に県道を約 200m 進み、左折し柑橘園地帯を約 500 m 進んだ左手に広がる山林です。受付番号 13 番の譲渡人は高齢で管理が出来ないことから、譲受人に相談し売却することにしたそうです。受付番号 14 番の譲渡人は柑橘生産していますが、山林まで管理ができないため今回譲受人に相談され売却することにしたそうです。受付番号 13 番、14 番ともに始末書が添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 15 番について、担当委員より報告願います。
日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 15 番について説明します。6 月 27 日譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しております。申請地は、

	日 高	細田地区毛吉田で、上毛吉田地区研修センター横の県道を約 800m 進むと大きなため池があり、その手前になります。約 40 年の杉が植林されていました。周囲も杉山で影響を与える農地はありません。譲受人は、林業を営んでおり、土地込みで購入されたそうです。所有権移転の際、地目が畑であることが判り今回の申請に至ったそうです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	稲 山	はい、議長。
	議 長	はい、稲山委員。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 12 番について質問いたします。これは、キャンプ場用地としての申請ですが、将来的にコテージを建てたりといった考えはないのでしょうか。
	川 添	はい、議長。
	議 長	はい、川添委員。
	川 添	そういうコテージを建てたりという計画はないそうです。今のところは広場だけということです。
	稲 山	はい、わかりました。
	議 長	その他、質問はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
10 : 39	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 9 件の審議をお

議 長	願います。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
田 端	はい、2 番田端です。受付番号 1 番、2 番について借受者が同じですので一括して説明します。新規となっていますが、内容的には借受人が母親から息子に変更になったもので更新と同じです。6 月 24 日、現地確認しました。貸付人、借受人双方には電話で確認しております。受付番号 1 番の申請地は、東郷地区殿所です。殿所から松永方面へ向い、東郷橋手前の右側の田です。綺麗に飼料作物が耕作されていました。受付番号 2 番の申請地は、J A 選果場から東へ約 300m の所です。借受人は肉用牛繁殖農家で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 3 番について説明します。6 月 25 日、現地確認しました。申請地は北郷町郷之原で、日南高岡線を北郷に入り、山澄橋を渡りガソリンスタンドの裏手南側になります。貸付者、借受者は親戚関係で更新でありますので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 4 番について説明します。6 月 25 日、貸付者、借受者に確認を行い現地確認しました。申請地は細田地区毛吉田で、細田中学校より約 500 m 大窪方面へ進み、右折し約 500m 進んだ田園地帯の一角になります。現地は、飼料作物 W C S が作付けされていました。更新で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、

10 : 45	議 長	計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 5 番について説明します。6 月 28 日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 3 区で、国道 222 号線を飢肥から都城方面へ進み、水ノ手橋を渡りその周辺に広がる水田の一画です。譲渡者からの依頼で今回の申請になったようです。譲受者は、酒谷地区を中心に施設きゅうり、水稻を栽培する農業法人で今回の申請地も綺麗に管理されていました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番から 8 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 6 番から 8 番について、譲受者が同じですので一括して説明します。6 月 29 日、譲渡者に確認し現地調査しました。受付番号 6 番、7 番の申請地は、大窪地区仮屋で、大窪小学校の前の川を挟んで南側に 100m の所に 4 筆あります。大窪地区担当の井上委員に協力いただき現地調査しました。受付番号 8 番の申請地は南郷町榎原下講地区で、国道 220 号線沿いの素材生産業者手前を左折し、下講集落センターから 100m の所に 2 筆あります。受付番号 8 番の譲渡者は市外在住です。譲受者は、肉用牛繁殖農家で飼料作物を作付けすることです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議

10 : 48	議 長	案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 9 番について説明します。6 月 25 日、貸付者の相続人代表者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は東郷地区益安で、J A はまゆう機械センターから東へ約 300m の所です。申請地は、前貸付者が耕作放棄しハウスの残骸や雑草が生い茂り耕作不能の状況でした。中間管理権の設定により耕作できる状態にし、管理する案件です。現在は、残骸等も撤去され農地として活用できる状態です。中間管理機構で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
10 : 50	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 1 番について説明します。6 月 24 日に申請者に電話確認し、6 月 27 日現地調査しました。申請地は鵜戸地区富士で、国道 220 号線沿いの富士橋を渡り左折して約 2 km 先の川に沿った所です。近くにはチョウザメの養殖場があります。地目は田になっていますが、現況は山林で周囲の山と同化しているような状態です。これを農地として復元するのは、著しく困難であると判断しました。ご審議よ

10 : 53	川 添	ろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 2 番について説明します。6 月 27 日に、申請者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区上毛吉田で、上毛吉田地区研センター横の県道を西の方向へ約 700m 行った所の旧道を約 50m 進んだ道路の下になります。申請地は竹やぶで荒れ放題の所でした。10 年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であると判断しました。。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
11 : 04	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。 《報告事項》
		終 了

第13回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷 久 光 

署名委員 杉 本 昭 二 

金 丸 勇 太 